

議員提出第1号議案

足立区痛みやわらげ手当支給に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年2月22日

提出者

足立区議会議員	大島芳江
同	鈴木けんいち
同	ぬかが和子
同	針谷みきお
同	伊藤和彦
同	渡辺修次
同	鈴木秀三郎
同	橋本ミチ子
同	さとう純子
同	三好すみお
同	松尾かつや

足立区議会議長 新井ひでお様

(提案理由)

区民生活の支援とともに福祉の向上を図る足立区痛みやわらげ手当を支給するため、本案を提出する。

足立区痛みやわらげ手当支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、税制改正に伴い非課税から課税となる者に、区民生活にかかる経費の支払い等に使用できる足立区痛みやわらげ手当（以下「手当」という。）を支給し、区民生活の支援とともに福祉の向上を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 手当を受けることのできる者は、足立区の区域内に住所を有し、平成17年度の特別区民税（足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）に基づき課される特別区民税をいう。以下同じ。）が非課税であった者で、次の各号のいずれかの事由により、平成18年度の特別区民税が課税されることとなったものとする。

- (1) 老年者控除の廃止
- (2) 公的年金等控除の見直し
- (3) 年齢65歳以上の者の非課税措置の廃止

(支給額)

第3条 手当の額は、1人あたり年額1万2,000円とする。

(申請及び通知)

第4条 手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請があったときは、第2条の規定による資格の有無を審査し、手当支給の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(返還)

第5条 区長は、虚偽又は不正の手段により手当の支給を受けた者に対し、既に支給を受けた額の全額を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行し、平成19年3月31日限り、その効力を失う。